

2021年12月2日（木）

《問い合わせ先》
総合政策推進局
総合政策推進局長 仁平 章
直通電話 03 (5295) 0517
代表電話 03 (5295) 0550

報道関係者各位

2022 春季生活闘争方針について ～未来をつくる。みんなでつくる。～

連合は、本日開催した第86回中央委員会において、2022 春季生活闘争の闘争方針を確定いたしましたので、ここに報告いたします。

- ▶ 今こそ、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、働く仲間の力を結集し現状を動かしていくべき時である。それは主体的に未来をつくっていく労働運動の社会的責任でもある。われわれは、経済の後追いではなく、経済・社会の活力の原動力となる「人への投資」を積極的に求める「未来づくり春闘」を展開していく。
- ▶ とりわけ、中小企業や有期・短時間・契約等で働く者の賃金を「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざし、「分配構造の転換につながり得る賃上げ」に取り組む重要性を認識しなければならない。
- ▶ 2022 闘争は、すべての組合が月例賃金の改善にこだわり、それぞれの賃金水準を確認しながら、「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みをより強力に推し進める。
- ▶ 闘争方針（案）の賃金要求指標パッケージは次ページのとおり。

また、第86回中央委員会の直後に2022 春季生活闘争共闘連絡会議第1回代表者会議を開催し、下記の回答ゾーンを確認し、回答引き出しのヤマ場への集中と3月月内決着をめざすことといたしましたので、あわせて報告いたします。

- ▶ 先行組合回答ゾーン 3月14日（月）～18日（金）
- ▶ 【ヤマ場 3月15日（火）～17日（木）】
- ▶ 3月月内決着回答ゾーン 3月21日（月）～31日（木）

※ 2022 春季生活闘争関連資料は連合ホームページに掲載しております：
連合ホームページ > 主な活動 > 労働・賃金・雇用 > 春闘（春季生活闘争）
> 2022 年春闘

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/roudou/shuntou/index2022.html>



<賃金要求指標パッケージ>

底上げ	産業の「底支え」「格差是正」に寄与する「賃金水準追求」の取り組みを強化しつつ、これまで以上に賃上げを社会全体に波及させるため、それぞれの産業における最大限の「底上げ」に取り組む。賃上げ分2%程度、定期昇給相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め4%程度の賃上げを目安とする。							
格差是正	目標水準	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">規模間格差是正</th> <th style="width: 50%;">雇用形態間格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 35歳：289,000円 30歳：259,000円 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす </td> </tr> <tr> <td> 35歳：266,250円 30歳：243,750円 企業内最低賃金協定 1,150円以上 </td> <td> 企業内最低賃金協定 1,150円 </td> </tr> </tbody> </table>	規模間格差是正	雇用形態間格差	35歳：289,000円 30歳：259,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす 	35歳：266,250円 30歳：243,750円 企業内最低賃金協定 1,150円以上	企業内最低賃金協定 1,150円
	規模間格差是正	雇用形態間格差						
35歳：289,000円 30歳：259,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給ルールを導入する。 ・昇給ルールを導入する場合は、勤続年数で賃金カーブを描くこととする。 ・水準については、「勤続17年相当で時給1,750円・月給288,500円以上」となる制度設計をめざす 							
35歳：266,250円 30歳：243,750円 企業内最低賃金協定 1,150円以上	企業内最低賃金協定 1,150円							
最低到達水準								
底支え	<ul style="list-style-type: none"> ・企業内のすべての労働者を対象に協定を締結する。 ・締結水準は、生活を賄う観点と初職に就く際の観点を重視し、「時給1,150円以上」をめざす。 							

